

令和 7 年度第 2 回
神戸市都市計画審議会会議録

令和 7 年 1 月 19 日

令和7年度 第2回 神戸市都市計画審議会

- 1 日時 令和7年11月19日（水） 午前10時00分～午前11時30分
2 場所 神戸市役所27階第2委員会室
3 出席委員 (25人)

(1) 学識経験のある者

小 池 淳 司	嘉 名 光 市
栗 山 尚 子	中 尾 悅 子
牛 上 真 幸	橘 伸 也
楳 本 光 展	松 下 麻 理

(2) 市会議員

平 井 真千子	大 野 陽 平
高 橋 としえ	山本 のりかず
さとう まちこ	門 田 まゆみ
細 谷 典 功	坂 口 有希子
松 本 のり子	朝 倉 えつ子
よこはた 和幸	

(3) 国及び兵庫県の行政機関の職員

南 氏 (齋 藤 博 之 代理)
近 都 氏 (服 部 洋 平 代理)
濱 渕 氏 (杉 本 直 之 代理)

(4) 市民

高 橋 智 子
唐 津 絵 梨

(5) 臨時委員

星 野 敏

4 議題

- 第1号議案 神戸国際港都建設計画区域区分の変更について
第2号議案 用途地域の変更について
第3号議案 特別用途地区（すまい・まちなみ形成地区）の変更について
第4号議案 高度地区の変更について

- 第 5 号議案 防火地域及び準防火地域の変更について
- 第 6 号議案 特別緑地保全地区の変更について
- 第 7 号議案 防砂の施設の変更について
- 第 8 号議案 下水道の変更について
- 第 9 号議案 生産緑地地区の変更について
- 諮問事項 特定生産緑地の指定について
- 報告事項 神戸市都市づくりのマスタープランについて

1. 開会

○嘉名会長

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず事務局から定足数の確認をお願いいたします。

2. 定足数の確認

○白井副局長

それでは、定足数についてご報告をいたします。

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、委員及び議事に關係のある臨時委員の総数の半数以上の出席によりまして、会議が成立することになっております。委員の皆様につきましては、お手元の委員名簿をご参照ください。

委員の総数は28名ですので、定足数は14名となります。本日は委員25名にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しております。

なお、事務局より今回の審議会から新たに委員となられた方をご紹介させていただきます。

牛上委員でございます。

○牛上委員

牛上でございます。不動産の団体、宅建協会から参加させていただいております。またご指導のほどよろしくお願ひします。

○白井副局長

槇本委員でございます。

○槇本委員

槇本と申します。兵庫県建築士会から参加させていただいております。またご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○白井副局長

よろしくお願ひいたします。

また、今回の審議会では臨時委員を委嘱しております。第9号議案及び諮問事項についてご審議をいただきます、星野委員でございます。

○星野委員

星野でございます。よろしくお願ひいたします。

○白井副局長

以上でございます。

3. 会議録署名委員人の指名

○嘉名会長

本日の議事録署名委員ですけれども、牛上委員と楳本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

4. 議案審議

○嘉名会長

それでは早速ですけども、議案の審議に入りたいと思います。

次第に記載のとおり議案9件、諮問事項1件を審議いたします。

また報告事項について、事務局からも説明いただきます。

まず、第1号議案から第8号議案は、関連する案件ですので、一括して説明を受けたいと思います。それでは事務局、よろしくお願ひします。

○飯塚都市計画課長

都市計画課長の飯塚でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは第1号議案、神戸国際港都建設計画区域区分の変更について、第2号議案、用途地域の変更について、第3号議案、特別用途地区（すまい・まちなみ形成地区）の変更について、第4号議案、高度地区の変更について、第5号議案、防火地域及び準防火地域の変更について、第6号議案、特別緑地保全地区の変更について、第7号議案、防砂の施設の変更について、第8号議案、下水道の変更について、いずれも神戸市決定です。以上の8議案については、第1号議案、区域区分の変更に関連する案件ですので、一括してご説明いたします。

最初に、区域区分制度について、ご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。区域区分とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度です。前面スクリーンは、区域区分のイメージ図です。都市計画では、無秩序な市街化を防止するために、既に市街地になっている区域や、おおむね10年以内に計画的に市街化を図る区域を「市街化区域」として位置づける一方、自然環境や農地等を保全し、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として定めております。神戸市では、1970年に区域区分について都市計画を定め、その後、おおむね5年ごとに、計8回の全市的な見直しを行ってきました。2024年3月には、地域の特徴・特性を生かしながら、柔軟でスピーディなまちづくりが求められている背景を踏まえ、都市計画法に基づいた都市計画提案制度等を活用しながら随時変更していく方針を示して

います。

本議案の変更地区は、いずれも土地所有者から都市計画法に基づいた「区域区分等の変更」の都市計画提案等があったものです。市として都市計画の変更の必要性があると判断したことから、本審議会に付議いたします。

区域区分見直しの考え方として、現行の市街化区域から市街化調整区域への編入につきましては、農地や山林等の自然と調和したゆとりある土地利用を行う区域、市街地に隣接した山林等で、自然環境の保護や都市の防災性の向上を図ることが望ましい区域は、「市街化調整区域」に編入するとしています。また、区域区分の変更に伴い、関連する都市計画を変更いたします。

議案（計画図）の1ページをご覧ください。これからご説明する図面の凡例です。変更する区域は、黒枠のハッチングで表示しています。境界表示については、区域区分界を赤色の実線で、用途地域界などを赤色の点線で表示しています。また図中では、用途地域を種類に応じて、それぞれの略号及び表示欄の着色で表示しています。

続いて、表示例についてご説明いたします。例の「1 中高（200／60）③ 準防火」ですが、左から順に、用途地域が「第1種中高層住居専用地域」、容積率が「200%」、建ぺい率が「60%」、高度地区が「第3種高度地区」、防火地域及び準防火地域のうち「準防火地域」であることを表しています。なお、市街化調整区域の場合は、用途地域の略号を「市調」と表示します。特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域の凡例については、説明を省略させていただきます。

前面スクリーンに表示する図面の変更内容の見方をご説明します。変更箇所は赤字で、左が「変更前の指定内容」を、右が「変更後の指定内容」を表示しています。

次に、変更箇所の説明をいたします。議案（計画図）は3ページをご覧ください。変更位置図です。赤い線が「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域区分界です。今回は、「市街化区域」から「市街化調整区域」へ編入する案件のみで、それぞれの変更箇所を表示しております。また、それぞれの地区ごとの変更内容を一覧表にして記載しております。

議案（計画図）の4ページをご覧ください。変更地区ごとに内容をご説明いたします。1番の東灘区本山町北畠地区は、自然環境の保護や都市の防災性の向上のため、市街化調整区域に編入します。市街化調整区域への編入に併せて用途地域、高度地区を廃止します。

議案（計画図）の5ページをご覧ください。北区有野町唐櫃地区は、自然環境の保護のため、市街化調整区域に編入します。市街化調整区域への編入に併せて用途地域、高度地区を廃止します。また、3番の区域については、特別用途地区（すまい・まちなみ形成地区）も廃止いたします。

議案（計画図）の6ページをご覧ください。北区山田町下谷上地区は、自然環境の保護のため、市街化調整区域に編入します。4番及び5番の区域で市街化調整区域への編入に併せて用途地域、高度地区を廃止します。

議案（計画図）の7ページをご覧ください。6番の長田区高取山町1丁目地区は、自然環境の保護のため、市街化調整区域に編入します。市街化調整区域への編入に併せて用途地域、高度地区、準防火地域を廃止します。

議案（計画書）の3ページをご覧ください。区域区分の変更前後対照表です。このたびの区域区分の変更により、「市街化区域」は、約5ヘクタール減少し、約2万343ヘクタール、「市街化調整区域」は、約5ヘクタール増加し、約3万5,387ヘクタールとなります。なお、区域区分に関連して変更するほかの都市計画については、変更前後対照表の説明を省略させていただきます。

続きまして、第6号議案、特別緑地保全地区の変更、第7号議案、防砂の施設の変更についてご説明いたします。以上の2議案は、区域区分の変更に伴う六甲山系グリーンベルト整備事業に関連する案件ですので、一括してご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。特別緑地保全地区及び防砂の施設についてご説明いたします。特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として指定する地域地区です。防砂の施設は、土砂災害を防止する取り組みを行う区域として指定しており、良好な都市環境を確保するため整備が必要な施設として、都市計画において位置づけを行うものです。

次に、六甲山系グリーンベルト整備事業についてご説明いたします。六甲山系グリーンベルト整備事業は、国土交通省が阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、六甲山系を一連の樹林帯（グリーンベルト）として守り・育て、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境、景観などをつくり出すため、六甲山系南側の市街地に面する斜面一帯を防災性の高い樹林帯として整備しようとするものです。この六甲山系グリーンベルト整備事業の目的に応じて、①土砂災害を防止するための措置が図られるべき区域として「防砂の施設」を、②良好な都市環境や自然環境の保全・育成、都市のスプロール化防止、健全なレクリエーションの場の提供を進める区域として「特別緑地保全地区」を都市計画に位置づけることとしています。このたび、区域区分の変更区域の一部で、六甲山系グリーンベルト整備事業による緑豊かな都市環境、景観の維持と安全な都市づくりを図るため、特別緑地保全地区及び防砂の施設の区域を変更いたします。

まず、特別緑地保全地区の変更についてご説明いたします。議案（計画書）は17ページ、議案（計画図）は8ページをご覧ください。図では、既決定の区域を灰色、追加する区域を赤色で表示しております。東灘区本山町北畠地区における区域区分の変更区域の一部を金鳥山・十文字山特別緑地保全地区に追加します。

議案（計画図）の9ページをご覧ください。長田区高取山町1丁目地区における区域区分の変更区域の一部を、高取池田宮町特別緑地保全地区に追加します。

議案（計画書）の18ページをご覧ください。特別緑地保全地区の変更前後対照表です。

このたびの変更により「金鳥山・十文字山特別緑地保全地区」は、約2.6ヘクタール増加し、約228ヘクタール、「高取池田宮町特別緑地保全地区」は、微小な増加のため、変更後も約1.4ヘクタールとなります。

次に、防砂の施設の変更についてご説明いたします。議案（計画書）は19ページ、議案（計画図）は10ページをご覧ください。図では、既決定の区域を灰色で、追加する区域を赤色で表示しております。東灘区本山町北畠地区における区域区分の変更区域の一部を、六甲山系高橋川流域防砂の施設及び六甲山系天上川流域防砂の施設に追加します。

議案（計画図）の11ページをご覧ください。長田区高取山町1丁目地区における区域区分の変更区域の一部を、六甲山系妙法寺川流域防砂の施設に追加します。

議案（計画書）の21ページをご覧ください。防砂の施設の変更前後対照表です。このたびの変更により、「六甲山系高橋川流域防砂の施設」は、約1.8ヘクタール増加し、約91.5ヘクタール、「六甲山系天上川流域防砂の施設」は、約0.8ヘクタール増加し、約99.7ヘクタール、「六甲山系妙法寺川流域防砂の施設」は、微小な増加のため、変更後も約154.8ヘクタールとなります。

続きまして、第8号議案、下水道の変更について、ご説明いたします。議案（計画書）の22ページをご覧ください。下水道は、河川や海域の水質保全、生活環境の改善、浸水に対する安全性の向上を図るため必要不可欠な都市施設です。このたび、区域区分の変更に伴い、公共下水道による処理が行われる見込みがない排水区域を廃止します。議案（計画書）24ページをご覧ください。変更前後対照表に、変更の概要をまとめています。

議案（計画図）の12ページをご覧ください。汚水の排水区域について示しております。図では、既決定の区域を灰色、廃止する区域を黄色で表示しております。黒い枠組みは、詳細図の範囲を示しており、併せて詳細図のページ番号を記載しております。個別の箇所については、議案（計画図）14ページから17ページに記載しております。第1号議案の区域区分の変更区域と同様となります。今回の変更により、市全体の汚水の排水区域は、約5ヘクタール減少し、約2万3,220ヘクタールとなります。

次に、議案（計画図）13ページをご覧ください。雨水の排水区域を示しております。変更内容につきましては、議案（計画図）の14ページから17ページに記載のとおり、先ほどの汚水の排水区域の変更と同一となります。今回の変更により、市全体の雨水の排水区域は約5ヘクタール減少し、約2万527ヘクタールとなります。

以上、第1号議案から第8号議案までの8議案について、令和7年9月16日から30日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

第1号議案から第8号議案までの8議案についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願いしたいと思ひ

ます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、ご意見がないようですので、議案1から8については、一括して議案についてお諮りいたします。第1号議案「神戸国際港都建設計画区域区分の変更について」から、第8号議案「神戸国際港都建設計画、下水道の変更について」全て原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○嘉名会長

ご異議ございませんので、第1号議案から第8号議案全てを原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

それでは続きまして、第9号議案について説明を受けたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

○飯塚都市計画課長

第9号議案、神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について、（山田55生産緑地地区ほか15地区）神戸市決定です。

まず、生産緑地地区の都市計画上の位置づけをご説明します。スクリーンをご覧ください。生産緑地地区は、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的として指定するものです。神戸市では1992年に市街化の進展に伴い、緑地が急速に減少する中、良好な生活環境を確保する上で、農地等の持つ緑地機能に着目して残存する農地等の計画的な保全を行う必要があったため、市街化区域内農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分し、「保全する農地」を生産緑地地区として指定しました。都市計画決定から30年経過する生産緑地地区については、農地等利害関係人の同意が得られた生産緑地地区を特定生産緑地として指定することとしています。「宅地化する農地」については2016年に農林水産省が定めた都市農業振興基本計画により、都市農地が都市にあるべきものへと位置づけが転換されたことや、生産緑地法の改正、地権者の意向等を踏まえ、神戸市では2018年度より随時、生産緑地地区の追加指定を行っております。

次に、生産緑地・特定生産緑地の税制優遇等についてご説明いたします。生産緑地のうち、区分Aの生産緑地地区の指定から30年経過していないものや、区分Bの特定生産緑地に指定されているものは、固定資産税の農地評価・農地課税や、相続税の納税猶予といった税制措置を受けることができる一方で、「建築物の新築等の行為制限」と「農地等としての管理義務」が課されます。一方、生産緑地地区の指定から30年経過しており、特定生産緑地に指定しない場合は、区分Cの生産緑地となり、従来の税制措置が受けられなくなります。すなわち、固定資産税が宅地並み評価・宅地並み課税となり、相続税の納税猶予

を受けることができない一方で、いつでも買取り申出が可能となります。

次に、生産緑地地区の追加指定についてご説明します。追加指定の要件は、生産緑地法に基づき主に3つあり、「公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当な効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること」「面積が300平方メートル以上の規模の一団のものの区域であること」「用排水、その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること」となっております。

次に、生産緑地地区の削除について説明します。削除の要件は、生産緑地法に基づき主に2つあり、「1. 市に対する生産緑地の買取り申出後、3か月が経過し、農地としての管理義務や建築行為等の制限が解除された場合」「2. 生産緑地地区内において公共施設が設置された場合」となっております。なお、「1. 買取り申出」は、生産緑地地区の指定の告示の日から起算して30年を経過した場合や、農業の主たる従事者が死亡した場合、農業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合に行うことができます。このたび、農地所有者からの意向を踏まえ、良好な都市環境の形成に資する農地について、生産緑地地区に指定します。また、買取り申出があり、行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となることから、生産緑地地区を削除するものです。

議案（計画書）の25ページをご覧ください。今回の生産緑地地区の削除、変更及び追加の内容です。1が削除する5地区、2が変更する9地区、3が追加する2地区です。

議案（計画書）の27ページをご覧ください。生産緑地地区の変更の概要をまとめており、この順にご説明いたします。議案（計画図）の18ページをご覧ください。図では、既決定の区域を灰色、今回削除する区域を黄色、追加する区域を赤色で表示しております。

まず、垂水47を追加します。議案（計画図）の19ページをご覧ください。山田29、30を変更します。山田55を削除します。

議案（計画図）の20ページをご覧ください。山田57を削除します。こちらは第1号議案の市街化区域から市街化調整区域に編入する区域に含まれているため、削除するものです。

議案（計画図）の21ページをご覧ください。有野78を変更します。

議案（計画図）の22ページをご覧ください。有野145を変更します。

議案（計画図）の23ページをご覧ください。有野165を追加します。

議案（計画図）の24ページをご覧ください。八多17を変更します。

議案（計画図）の25ページをご覧ください。八多27を変更します。

議案（計画図）の26ページをご覧ください。伊川谷1を変更します。伊川谷2を削除します。

議案（計画図）の27ページをご覧ください。伊川谷12を変更します。伊川谷24を削除します。

議案（計画図）の28ページをご覧ください。玉津112を変更します。

議案（計画図）の29ページをご覧ください。池上23を削除します。

議案（計画書）27ページ下段をご覧ください。以上の変更により、神戸市全体の生産緑地地区は変更前後対照表に記載のとおり、変更前の499地区、面積約98.58ヘクタールから、496地区、面積約97.09ヘクタールになります。また、第9号議案について、2025年9月16日から9月30日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

第9号議案についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がありましたらお願ひします。よろしいですかね。

それでは、ご質問がないようですので、議案についてお諮りしたいと思います。第9号議案「神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○嘉名会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続きまして、諮問事項について説明を受けたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○飯塚都市計画課長

諮問事項、特定生産緑地の指定についてご説明いたします。議案（計画書）の28ページをお開きください。本案件は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、特定生産緑地として指定するものについて、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、本審議会の意見を聴取するものです。

まず、特定生産緑地制度についてご説明いたします。前面スクリーンをご覧ください。生産緑地は、都市計画決定から30年が経過する申出基準日以後、いつでも買取り申出をすることができるようになります。2017年に生産緑地法が改正され、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取り申出が可能となる期日を10年延長する制度が創設されました。特定生産緑地に指定された場合、指定期限は指定基準日から10年が経過する日となり、さらに繰り返し10年ごとに延長ができます。

次に、特定生産緑地の指定手続について説明します。当初指定から30年を経過する申出基準日が近く到来する生産緑地を特定生産緑地として指定するには、申出基準日より前に農地等利害関係人の同意取得及び都市計画審議会の意見聴取の両方が必要となります。1995年度に当初指定を受けた生産緑地について、2024年度に意向調査を行い、農地等利害

関係人の同意が得られた生産緑地について、特定生産緑地に指定するに当たり、本審議会の意見を聴取するものです。なお、特定生産緑地は、生産緑地法に基づく制度であり、都市計画法に基づいて都市計画決定するものではありません。

議案（計画書）の30ページをご覧ください。今回の特定生産緑地指定の一覧表です。生産緑地地区名称、位置、特定生産緑地指定面積、当初指定日、申出基準日を記載しております。このたび、1995年度に当初指定を受けた生産緑地のうち、伊川谷27、ほか11地区について、農地等利害関係人の同意が得られたため、12地区、計約1.9ヘクタールを特定生産緑地に指定します。

議案（計画図）の30ページをご覧ください。今回の「特定生産緑地指定図」です。図では、既決定の生産緑地地区の区域を緑色の枠線で、特定生産緑地既指定区域を薄い緑色、今回特定生産緑地に指定する区域を赤色で表示しております。なお、塗り潰しがない生産緑地地区には、既に申出基準日を迎えた生産緑地のうち、特定生産緑地に指定しなかったもの、及び1996年度以降に指定を受け、2026年度以降に申出基準日を迎える生産緑地が含まれます。まず、伊川谷地区の指定図です。伊川谷27を特定生産緑地に指定します。

議案（計画図）の31ページをお開きください。玉津地区の指定図です。玉津129、ほか10地区を特定生産緑地に指定します。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたらお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですかね。

ご意見がないようですので、諮問事項についてお諮りいたします。諮問事項「特定生産緑地の指定について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○嘉名会長

ご異議ございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

続きまして、報告事項について説明を受けたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○飯塚都市計画課長

神戸市都市づくりのマスタープランについてご報告いたします。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、都市計画に関する基本的な方針として定めるものであり、神戸市では「神戸市基本計画」の部門別計画として、2011年3月に策定しております。現在、企画調整局を中心に次期「神戸市総合基本計画」の検討が進められており、これと併せて、都市計画マスタープランや都市計画区域マスタープラン、総合交通

計画等の関連する計画を統合した「神戸市都市づくりのマスタープラン」について策定に向けた検討を進めております。

続いて、本日の流れについてです。2ページをご覧ください。「これまでの検討経過」「これまでの都市計画審議会で頂いた主な意見」「神戸市都市づくりのマスタープラン」「今後の予定」の順に説明します。

まず、「これまでの検討経過」についてです。4ページをご覧ください。昨年度より「神戸市都市計画マスタープラン」の改定に向けた検討に着手しており、今年7月に開催した都市計画審議会においては、新計画の策定の方向性や改定のポイントについてご意見を頂戴しました。本日は、これまでに都市計画審議会等でいただいたご意見を踏まえて作成した新たな計画である「神戸市都市づくりのマスタープラン」についてご報告をいたします。

続いて「2. これまでの都市計画審議会で頂いた主な意見」についてです。6ページをご覧ください。昨年7月の都市計画審議会以降、様々なご意見を頂戴しており、スライドではいただいたご意見の一部を抜粋して掲載しています。計画策定の考え方やアクティビティの表現に関する指摘など、計画全体に関するご意見のほか、市民意見の反映・周知方法、神戸市を取り巻く状況に関するご意見をまとめています。

次のページをご覧ください。第3章、都市づくりの方針として記載予定である土地利用、都市交通、市街地・住環境整備、次のページに参りまして、都市環境、安全・安心、都市デザインの各方針に関するご意見のほか、見直しの考え方に関するご意見についてまとめています。これからご説明する内容につきましては、これらのご意見を踏まえ、取りまとめを行っております。

続いて、「神戸市都市づくりのマスタープラン」についてです。10ページをご覧ください。計画の構成についてです。「ビジョン編」では、目標年次である2035年に向けた都市づくりの基本的な考え方や、都市づくりの方針を記載します。また、「アクション編」では、ビジョン編の考え方に基づく具体的な取り組みを記載します。そのほか、計画の位置づけや、神戸市を取り巻く状況といったビジョン編、アクション編の前提となる内容については、「資料編」に記載します。

続いて、計画の概要についてご説明します。11ページをご覧ください。このスライドでは、からの神戸の都市づくりについて記載しています。からの神戸の都市づくりは、暮らす人・働く人・訪れる人・事業者・行政などの様々な立場の人々が参画して、より良いまちにしていきたいという“まちへの想い”がつながり、多彩な空間をかたちづくることを大切にします。空間づくりに当たっては、その場所に関わる人々とともに、「居心地よく過ごせるかどうか」「新しい出会いや心躍る体験ができるかどうか」といった、その場所で生まれる活動を思い描き、それを実現する空間をつくるという視点を大切にします。そして、誰もが安全・安心・快適に住み続けられること、人・物・技術・情報が集

まり活力を生み出すこと、まち固有の魅力をまもり・そだて・磨き上げ、活かすこと、環境と共生することにより、持続可能な都市づくりを進めていきます。

続いて、12ページをご覧ください。都市づくりの指針についてです。11ページで示した「これからの中の神戸の都市づくり」を踏まえ、関係する一人一人がどのように考えて取り組みを進めていかをまとめたものとして、8つの「都市づくりの指針」を掲げています。構成としては、現在の中のまちの特徴や現状、指針に基づいた関係者の取り組みや行動、その取り組みによって生まれる将来のまちの姿について記載しています。詳細な内容につきましては、12ページから13ページに記載しておりますので、お手元の資料でご確認ください。

続いて、14ページをご覧ください。「めざす都市構造」についてです。神戸が持つ地理的な特性や、これまでの都市づくりの歴史の中で築き上げてきたまち・交通のネットワークを生かし、将来にわたって魅力的な都市であり続けるために、都市構造の考え方を4つの柱で整理しています。まず、「神戸の特徴を踏まえた3つのゾーン」として、都心／既成市街地・ニュータウン／森林・里山の3つに大別し、それぞれのゾーンが個性を研ぎ澄ませて成長し、互いに関わり合いながら成長を高め合うことで、神戸市全体、ひいては周辺都市も含めた圏域の相乗的な発展を目指します。

次に、「都市の骨格を形成する拠点とネットワーク」として、多様な都市機能の集積を図る拠点を位置づけるとともに、陸・海・空の総合的な交通ネットワークの構築を進めます。

次に、「都市の競争力や魅力を高めるエリア」として、都市に活力をもたらす産業・物流・知識創造のエリアや、都市のシンボルとなる自然のエリアを位置づけ、都市の競争力や魅力の向上を図ります。

次に、「質の高い多様なわがまち空間」では、日常生活において、我がまちと認識できる身近な範囲を「わがまち空間」と位置づけ、それぞれのまちに関係する人々が連携して、住環境等の充実に取り組み、質の高い多様な「わがまち空間」をつくります。この「わがまち空間」が相互に関わり合い連なることで、市全体で多彩な魅力をもった都市空間を構築することを目指します。15ページには、都市構造の考え方を図示した都市構造図を掲載しております。

続いて、16ページをご覧ください。「取り組みの進め方」についてです。ビジョン編では、まちづくりを進める上でこれまでの進め方から変化している考え方や、特に重要な考え方を記載しております。まず「取り組みを進める主体」については、地域の皆さんと行政との「協働と参画」をさらに進展させ、暮らす人・働く人・訪れる人・事業者・行政など、多様な主体が都市空間をマネジメントしていくことを記載しています。

次のページをご覧ください。「取り組み方」については、「行政が公共空間、民間が民地」を管理・活用するだけでなく、「公共空間での民間活力の導入や民地の公共的利用」

を促進することを記載しています。

次のページをご覧ください。アクション編では、ビジョン編で示した取り組みの推進や、まちづくりに参画する人の拡大を目指し、これまでの「協働と参画」によるまちづくりだけでなく、「多様な主体が様々な手法・取組みで行うまちづくりの推進」について、その進め方や具体的な事例、支援制度を記載しています。

続いて、19ページをご覧ください。区域区分の決定の方針についてです。区域区分の方針としては、市街化区域は、人口及び産業の将来の見通しに基づき、市街地として必要と見込まれる適正な規模とし、原則、住宅開発等による拡大を抑制することを記載します。市街化調整区域への編入については、自然環境の保護、都市の防災性向上が望まれる区域を市街化調整区域に編入すること。計画的なまちづくりに時間を要する区域は、暫定市街化調整区域に位置づけることを記載します。市街化区域への編入については、上位計画に位置づけがあるなど、事業の妥当性が認められ、計画的なまちづくりの見通しが確実となった区域を市街化区域に編入すること、計画的なまちづくりに時間を要する区域を特定保留区域に位置づけること、暫定市街化調整区域、特定保留区域は、計画的なまちづくりの見通しが確実になった段階で農林漁業との調整を経て、市街化区域に編入することを記載します。

続いて、20ページをご覧ください。都市づくりの方針についてです。まず、資料の構成についてですが、ビジョン編に記載する方針の概要を本文中に、アクション編に記載する具体的な取り組みを赤線枠内に例示的に記載しています。土地利用の方針では、①市街化区域の土地利用、②市街化調整区域の土地利用について、それぞれの取り組みの方針と具体的な取り組みを記載しています。①に関しては、住宅地では、一人一人のライフステージや価値観に合わせた多様な住まい、働く場、生活に必要な身近なサービス機能、交流の場などの誘導、都心部と郊外等でのバランスの取れた住宅供給、主要な鉄道駅周辺などにおける多様な都市機能の充実、三宮周辺やウォーターフロント等における圏域全体の発展を牽引する業務・商業機能の高度な集積、臨海部や内陸部の工業・流通業務地における神戸経済を牽引するエリアの形成などについて記載しています。②に関しては、里山・農村での神戸ならではの「里山暮らし」の促進などについて記載しています。また、21ページには土地利用の方針図を掲載しています。

続いて、22ページをご覧ください。居住・都市機能の方針では、50年先も心地よく、健やかに住み続けられるまちの実現を目指し、①居住に関する方針、②都市機能に関する方針、③取り組みの方針と、その具体的な取り組みを記載しています。なお、本方針は、このたび統合を予定している神戸市都市空間向上計画としての位置づけを含んでおります。また、都市空間向上計画は、立地適正化計画の内容を含むことから、おおむね5年ごとに実施状況について評価を行うことが必要となります。2025年の目標値として設定していた中間目標については、スライド下部に記載しているとおり、一部達成している状況です。

都市空間向上計画は、「長期的な視野をもって取り組むもの」であるため、原則として、現在の計画内容を踏襲し、本計画に統合することとします。また、23ページには居住・都市機能の方針図を掲載しています。

続いて、24ページをご覧ください。都市交通の方針では、①市内外や世界との交流を促進する交通環境の形成、②共創の取り組みによる持続可能な交通環境の形成、③都市・地域間の人・物・技術・情報の交流を促進する道路環境の形成、④人と公共交通が中心の都心の交通環境の形成について、取り組みの方針と具体的な取り組みを記載しています。①に関しては、陸海空の玄関口の機能強化や、海、まち、山をつなぐ南北交通軸の機能強化などについて記載しています。②に関しては、地域特性に応じた持続可能な公共交通ネットワークの形成、交通結節機能の強化、誰もが利用しやすい交通環境の形成などについて記載しています。③に関しては、主要幹線道路ネットワークの形成、快適な道路環境の形成などについて記載しています。④に関しては、神戸の象徴となる新しい駅前空間「えき～まち空間」の創出、居心地が良く歩きたくなる交通環境の形成などについて記載しています。また、25ページには公共交通ネットワーク図を、26ページには、主要幹線道路ネットワーク図を掲載しています。

続いて、27ページをご覧ください。市街地・住環境整備の方針では、①都心の再生、②既成市街地・ニュータウンの再生について、取り組みの方針と具体的な取り組みを記載しています。①に関しては、建築物等の整備、更新に合わせた多様な都市機能の導入、官民が連携したエリア特性を生かした質の高い都市空間の形成などについて記載をしています。②に関しては、空き家・空き地や公共施設などの既存ストックを有効に活用したまちのリノベーションの推進などについて記載しています。また、28ページには、市街地・住環境整備の方針図を掲載しています。

続いて、29ページをご覧ください。都市環境の方針では、①良好な緑地環境や水環境の保全・育成、②気候変動に対応する持続可能な空間づくり、③自然と都市が近接する神戸の特徴を生かした魅力的な空間づくり、④都市活動を支える都市施設について、取り組みの方針と具体的な取り組みを記載しています。①に関しては、森林・里山の再生、まちの価値を高める水と緑の空間の創出、ニーズを踏まえた公園の整備・再整備などについて記載しています。②に関しては、環境負荷の低減に資する交通インフラ等の形成、街中の暑熱対策の推進、脱炭素社会の実現に資する空間づくりなどについて記載しています。③に関しては、六甲山系と須磨～舞子海岸の活性化、農村と都市の交流・循環などについて記載しています。④に関しては、今後大量に更新期を迎えるインフラ施設の計画的な改築更新、物流機能効率化に向けた流通業務団地の整備・機能更新、廃棄物処理施設の適正な立地誘導などについて記載しています。また、30ページには、都市環境の方針図を掲載しております。

続いて、31ページをご覧ください。安全・安心の方針では、①防災まちづくりの推進、

②防災拠点・交通体系の機能強化、③震災・火災に強い空間づくり、④土砂災害・水害に強い空間づくり、⑤災害への備えと地域の防災力の強化について、取り組みの方針と具体的な取り組みを記載しています。①に関しては、ハード・ソフトの両面からの総合的な防災対策などについて記載しています。②に関しては、防災拠点の機能や交通ネットワークの強化などについて記載しています。③に関しては、建築物やライフラインの耐震化・不燃化、延焼遮断機能の確保などについて記載しています。④に関しては、土砂災害、津波・高潮、治水対策などについて記載しています。⑤に関しては、デジタル技術を活用した情報発信などによる意識啓発や知識の普及などについて記載しています。なお、本方針は、都市再生特別措置法に基づく「防災指針」の位置づけを含みます。32ページには、安全・安心の方針図を掲載しております。

続いて、33ページをご覧ください。都市デザインの方針では、①神戸固有の多彩で特色ある景観の形成、②景観資源の保全活用、③地域の個性を磨き上げる取り組みについて、取り組みの方針と具体的な取り組みを記載しています。①に関しては、眺望景観の保全・育成、神戸らしい特徴的なまちなみ、夜間景観の形成、デザインされた居心地のよいパブリックスペースの創出などについて記載しています。②に関しては、地域に愛され親しまれている景観資源の保全活用などについて記載しています。③に関しては、文化的景観を守り育てる取り組みなどについて記載しています。34ページには、都市デザインの方針図を記載しております。

続いて、35ページをご覧ください。見直しの考え方についてです。都市づくりのマスタープランは、目標年次を2035年としており、社会経済情勢の変化などに的確かつ機動的に応えながら都市づくりに取り組んでいきます。このため「アクション編」に、都市づくりの方針に基づき実施する都市計画事業等の取り組みを取りまとめ、進捗状況を把握しながら、適宜見直しを行っていきます。

続いて、「今後の予定」についてです。37ページをご覧ください。今後の予定ですが、都市づくりのマスタープラン（素案）について常任委員会へ報告した後、12月より素案に対する市民意見の聴取としてパブリックコメント及び公聴会の実施を予定しております。そして来年の夏頃に、都市計画審議会にて諮問・答申をいただく予定としています。なお、今年7月に開催した都市計画審議会において、「市民意見の反映方法」に関するご意見を多く頂戴したことから、市民意見を聴取する際に開催を予定している公聴会については、誰もが立ち寄りやすい公共スペースなど、開かれた場でのオープンハウス形式での実施を予定しており、市民の方が気軽に参加しやすくなることで、より多くの方から幅広いご意見を伺えるものと考えております。

説明は以上となります。ご議論のほどよろしくお願ひいたします。

○嘉名会長

ただいま事務局から説明がございましたが、まず初めに、本日欠席されている山下委員

からご意見をお預かりしているということでございますので、事務局、紹介をお願いしたいと思います。

○飯塚都市計画課長

山下委員からのご意見を代読させていただきます。

スライドの17ページ、「実現に向けて」の「これから」の「取り組み方」がすばらしいです。その上で、スライド18ページの「実現に向けた進め方」の（2）にある、「公共空間の利活用によるにぎわいの創出」を推進してほしいと思います。公共空間である屋外空間は、雨に当たり、強風にあおられ、夏の強い日差しの中では立ち止まることもはばかられます。そのとき、隣接している建物に入りやすいロビー的な空間や、オープンテラスを備えたカフェがあつたりするととてもありがたいですし、それにより地域内経済の活性化や交流にも寄与できることを神戸の街から学びました。特に印象的だったのは、初夏の頃、冷房をかけながら窓辺を開け放ち、オープンテラスを運営しておられた神戸のカフェです。他の町では、冷房の冷気を逃さないために、オープンテラスに面した窓は閉めていることが多いです。また、建物内の雰囲気・活気を屋外空間へもたらす業種の代表格は飲食店です。サンキタ通りでは、地域に根差した事業者を中心にテナントに入っておられますし、神戸阪急のブルーボトルコーヒー前のK O B E パークレットなども真の公民連携の形です。これらを「神戸型」としてしっかりと定義していただき、今後、再整備される市役所本庁舎2号館などにも展開されることを期待しております。これらの港町神戸ならではの屋外空間活用を制度化し、新しく神戸で事業をされる方にも神戸の文化が継承されること心よりお祈りしております、というご意見をいただいてございます。

○嘉名会長

ありがとうございました。ではまず、山下委員の意見に対して事務局、コメントがございましたらお願いしたいと思います。

○飯塚都市計画課長

事務局としましても、今回のこのマスタープランの中では、多様な主体によるまちづくりを行っていくということを大きな一つのポイントとして掲げておるところです。特に人口が減っていく中でも、官民連携をして、その民間活力を發揮していただきながら、魅力・活力あるまちづくりを進めていきたいと考えていますので、今回山下委員からいただいたようなご意見も踏まえて、これから引き続き取り組みを進めて参りたいと考えています。

○嘉名会長

ありがとうございました。

それでは、本日ご出席の皆様からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○朝倉委員

本計画の中では、多様な主体の参画で空間を形づくるとあるのですが、やはりまちづくりの主体が住民、そこに住んでいる人達だと考えます。また、今もご意見が出ていましたけど、公共空間の民間活力導入、民地の公共的利用とありますが、民間が稼ぐというか、儲かるというか、そういうまちづくり開発を広げていくというようなことは、本来で言えば、行政が率先してやるべき仕事ではないのかという懸念、指摘をさせていただきます。例えば、この東遊園地なんかも確かにこの中にカフェが出来て、芝生も出来て、親子連れもたくさん訪れて楽しんでいるところではあります、ただカフェについて言えば、親子連れで入るというのはちょっとお値段も高くて躊躇するというような意見もあって、やはり公共空間ですから、本来であれば、もう誰もが利用できる空間でなければいけないと思いますが、多様な主体が参画するものであっても、行政は誰もが利用できるようなものを考えるというか、それが仕事だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。多様な主体が参画するにあたっては住民本位であるべきではないかというご意見や、公共空間は公共がしっかりと管理・運営していくべきではないかというご意見かと思います。これまでではやはり公共空間の管理・運営・活用というものは公共が行っており、今ご指摘いただきました東遊園地なんかも、再整備前は神戸市として広場の空間を管理しておりました。やはりそれだけですと公共として維持管理していくことと、利活用、市民へのサービスをより高めるという面では、公共だけでやるよりも民間の方々のノウハウや活力を活かした方が、より様々なサービスを提供できる場合もあると思っています。その中でやはり公共空間を上手く使っていくことで、そういうサービスを市民・住民に提供できるようになるということが、これから人口が減少していく中や、より魅力的なまちを目指していかないといけないという中では重要ではないかと考えていますので、公共空間を民間に活用していただきながら、多くの方にサービスを提供することや、それだけでなく、民間の敷地の中でも公共的な空間として活用いただくということで、お互いに公共的な使い方をしながら、より良いサービスを提供するということが大事ということをマスタープランの中にも書き込んでいきたいと考えています。

○朝倉委員

やはり行政としては、本当に誰もが利用できるスペースになることを、いわば民間に対してもきちんと求めていくことが必要だと思います。例えば都市公園法施行令でも、住民1人当たりの都市公園の敷地面積は、標準では10m²、市街地では5 m²とされていますが、それでも今のそういう面積が減っていくようなことでは私は駄目だと、そういう開発では駄目だ、すべきではないということを申し添えておきます。それと、今もう既に民間誘発だということで、公共用地を提供した開発で、郊外の駅前も、もともとは公営住宅があつ

たのに、民間のマンションや戸建てが建っている、提供しているということだと、この市役所2号館の再整備も進められていますが、最上階には五つ星ホテルということで民間の企業が入ってくる。今民間ビルに出ている部局も戻れないような、どうなるか分からぬという状況では本当に本末転倒だと思います。また、まちづくりと都市計画に関われば、再開発は計画段階からきちんと住民の皆さんにも知らせていく、公聴会もするとあるが、パブリックコメント・公聴会以外にも例えば、行政区ごと行政が出て行って住民説明会をするような、本当に市民の声を生で聞いていくような、そういうことが求められるのではないかと思いますが、住民の意見を汲み上げる計画にするという意味でも、それを求めたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○飯塚都市計画課長

市民の皆さんに向けて説明会をしていかないのかというご意見かと思います。今回、先ほどスライドの最後のところでオープンハウス形式ということで、より開かれた中で市民意見を聞いていきたいと説明させていただきましたが、これまでのマスタープランや、大きな見直しの説明を行う際は、各区・支所を含めて、相談所という閉鎖的な会議室の中でやっておりました。それだとどうしても市民の皆さんに気づかれないと、本当に意見を言いたい人しか来ないということもありましたので、今回はそういったものを区役所・支所それぞれの場所で市民の皆さんのが来られやすい場所、ロビーのようなオープンスペース、目につく場所でやっていきたいと考えています。

○朝倉委員

それはやり取りもできるということも含めて考えておられるということでいいですか。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。通常の相談所でもご意見を伺うだけでなく、説明を行うこともありますし、今回考えているのは、パネルのようなものを掲示して計画の要点などをこちらからお知らせするようなことも併せてやっていきたいと考えています。

○朝倉委員

区役所でということであれば例えば、色々な世代の方からも意見を生で聞くという意味では、土日や夜間もちょっと工夫をしていただいて、地域住民の皆さんのが主体的にまちづくりに参加できるような仕組みをぜひ作っていただきたいということを求めておきます。

○嘉名会長

ありがとうございました。

高橋委員。

○高橋としえ委員

日本維新の会の高橋でございます。

行政が公共空間、民間が民地を管理・活用するだけではなく、公共空間での民間活用の導入や民地の公共的利用の促進は、私は非常に重要な視点だと考えています。神戸市の公

共空間、民間活用の事例として、デザイン・クリエイティブセンター神戸K I I T Oですが、旧生糸検査所という国の施設を神戸市がリノベして、民間が活用、また最近ではカフェ、イベント、ワークショップなど、民間主体で非常にぎわいを創出していると考えています。また、メリケンパークの中突堤も民間のイベントが頻繁に行われて、非常に活気があります。先ほどのサンキタアモーレ広場も、神戸市が公共空間を大胆に再編し、民間がイベントプロモーションを実施している非常に好事例だと思いますし、先ほど山下委員から「神戸阪急のブルーボトルコーヒー前のK O B E パークレットなどを神戸スタイルとしてぜひ進めて欲しい」という意見もありましたけれど、こういう行政と多様な主体が取り組んでいくということは、非常に前に進めていくべきだと考えています。

例えば神戸市北区の花山駅の再整備も、神戸市と神戸電鉄が協力し、花山駅庁舎を整備完了して、私は西区に住んでおりますけれども、花山駅周辺のまちづくりの提案を民間事業者や地域団体から募集し、地域に非常に開かれた公共拠点を進めていますし、西区のことを申し上げますと、神鉄の木幡、木の幡と書いて木幡駅では、最初は懸念をしていましたが、マルシェが非常に賑わって、地域主体となって、しかも西区役所も参画して、非常にマルシェが活気を帶びて継続している、そういう好事例もありますので、ぜひこういった多様な主体、若者・高齢者の方、また多文化住民等もぜひとも参加していただきたい、私が申し上げたいのは、関わりやすい体制づくりをぜひこれからも進めていただきたいと、そして継続性のある施策に神戸市もしっかりと取り組むように、仕掛けづくりをして欲しいと思うわけです。ご意見がありましたらお願ひいたしたいと思います。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。我々が今この中で書き込んでいる多様な主体のまちづくりということに非常に賛同いただいたご意見かと思います。一方で、そういう取り組みをしっかりとマスタープランの中には書き込んだ上で、それだけで終わりではなくて、やはりいかにそれを実現していくかということは、各事業部局を含めて取り組んでいく必要があるかと思いますので、しっかりとマスタープランに位置づけながら、そういうものを実現していくような取り組みということをしっかりとやっていきたいと考えます。

○嘉名会長

ありがとうございます。

それでは、さとう委員お願いします。

○さとう委員

よろしくお願ひいたします。これまでの審議会でいただいた主なご意見は、私が提案したものも載せていただいていますが、これはどの程度採用していただけるのかお伺いします。

○嘉名会長

事務局、お願ひします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。完全に反映できているものと、出来ていないものがあります。基本的には今までいただいたご意見を踏まえながら、今回ご提示させていただいている素案、冊子としてビジョン編からアクション編、資料編を付けさせていただいておりますが、一旦今の時点で反映できるものという観点から、今回の素案を作らせていただいております。

○嘉名会長

さとう委員。

○さとう委員

本当に良いご意見がでていますので、せっかくこういった場を設けて出た意見なので、今後しっかりと反映させていただきたいと思います。

公聴会もされるということで、やはり審議会に出られる市民の方というのは非常に少ないので、これは非常に大事なことだと思いますが、どれぐらいの頻度で実施されるのかお伺いします。

○嘉名会長

事務局。

○飯塚都市計画課長

今まだ調整中ですので、具体的な日数や期間は未定の状況です。これまでだと、各区で平日1～2日程実施して、休日や夜間は三宮周辺でやったりとかでしたので、そのボリューム感をベースに、今各区を含めて調整をさせていただいているところです。

○さとう委員

ありがとうございます。またこの公聴会というのも、突然聞いても参加できないというか、行けないと思うので、結構前々から1か月～2か月前からしつこいぐらいに、「ここでご意見をお聞きします」ということを、広報を含めてしっかりやっていただきたいと思います。

もう一つですが、前もご指摘させていただきましたが、この21ページの防災、この「防災上課題がある箇所の人家の減少数」について、多少文言や数字の付け足しというのをお願いしましたが、そのあたりに関してご意見がありましたらお願ひします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。すみません、ご質問としては、レッドゾーンなりの防災上課題のある箇所の地区や面積、そういうものをもっと具体的に出していくのかというご意見でよろしいでしょうか。

○さとう委員

神戸市はその地形・特性から非常にレッドゾーンが多いですし、防災上課題のある箇所の人家の数というのは、もう数えきれないぐらいあると思います。もう30年前にしっかり建て直されたところもありますが、そのままの家もあります。空き家も非常に多いと、防災上課題がある箇所の人家も数えきれないと思うのですが、こここの数字だけを見ると、「こんなものなのか」と、全く危機感も生まれないような数字となっていますので、分母・母数を書くとか、そのあたりもう一つ踏み込んで、ぱっと見て分かりやすいように、誰が見ても、「だからこの数なのか」と分かるような工夫が欲しいということをお伝えしたので、そのことに関してお願ひします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。今の時点で現時点の数字が書き込めていない部分がありますので、少し防災部局を含めて、どこまで書き込めるのかというところは調整をさせていただきます。一方で、今の時点で公開できているものとしては、お手元の中で資料編の31ページに、「9. 防災」と書いてあるところございますが、こういった中には現状の土砂災害、レッドゾーンのゾーンの区域図等を表示しています。最終、公表にあたってはもっと細かいデータも見られるような状態で公表することを考えています。一方で、各区のもっと細かい内容については、ホームページで公開しているものもありますし、ハザードマップについては、毎年各戸配布していますので、そういうものでレッドゾーンがこういうところにあるということを、市民にPRしていきたいと考えています。

○嘉名会長

さとう委員。

○さとう委員

そのことについては防災マップとか、色々なもので皆さんご存じだと思います。ただマスタープランとして、ここに書かれている数字、文言としてはちょっと足らないということを指摘させていただいていますので、ここを見て「やはり防災面はちゃんとしなきゃいけない」と思えるような数字なり文言なり、ちょっと足していただきたいと思います。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。防災のところの課題の人家の数、減少数の母数を含めて分からぬといいうご指摘かと思いますので、少し表現の仕方を調整させていただきたいと思います。

○嘉名会長

ありがとうございます。

○松本委員

24ページの都市づくりの方針で、持続可能な交通環境の形成と書いてあるのですが、この件に関して少しお聞きしたいと思います。まず11ページには、これからの中の都市づくりとして、暮らす人・働く人・訪れる人たちが、様々な立場の人たちが参画して、より

よいまちにしていくと、そして居心地よくどう過ごせるかということを観点に置きながら、安全・安心・快適に住み続ける神戸のまちと、最初に書かれていますが、この観点で行けば、公共交通の方針では、一番大きな、今神戸における公共交通というのは、やはり市バスだと思います。今、市バスは交通局が勝手に減便したり廃止をしたりしていますが、今回のこのマスタープランの観点でいけば、もっと都市局と一緒にになって、交通局が本当に廃止・減便、そういうことを独立採算制でやっていくに当たっても、市民がどうなのか、まちづくりに対してどうなのかということを、もっと都市局と一緒に考えるシステムをどこかに入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

交通の面で交通局のほうに、もっと都市局として働きかけをしていく必要があるのではないかとおもいます。この交通ネットワークの維持・充実の部分については、もちろん鉄道がベースにあり、それを補完するバスがあり、さらにそこに毛細血管のように地域コミュニティ交通等で補完していくということを考えています。今の時点で市バスに対して、都市局を含めた市長部局から公金を入れて、それをどこまで維持するかという部分については議論が必要と思っていますので、このマスタープランの中でそこまで書き込むかというところまでは現時点では考えていない状況です。

○嘉名会長

どうぞ。

○松本委員

安心して暮らせるまちづくりを目指すためにマスタープランを作るのなら、やはりコミュニティバス等は都市局が所管していますので、それと大きな動線である市バスについては、やはり一体化することによって市民の足を確保していく、安心・安全で進んでいくことになりますから、考えていませんではなく、やはりこれから考えていく方向にしていかないと、マスタープランについて市民が安心して住みやすいまちしていくことが、薄っぺらくなってしまうので、ぜひこれは検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○嘉名会長

事務局。

○飯塚都市計画課長

市バスの維持だけが交通の足ということではないかと思います。もちろん市バスでカバーできない場合は、それを代替する形でコミュニティ交通のようなもので事業者と住民の皆さん、行政も一緒になりながら維持していくことがあるかと思いますので、一概に市バスの今の路線を維持することだけが、人口が減少する中で全てではないかと思ってい

ます。一方で、市民の足の確保ということ自体は非常に重要だと思っていますので、それを位置づけつつ、どのように実現していくかという部分については、検討が必要かと考えています。

○松本委員

市バスだけではないと言いますが、やはりこの神戸の大動脈は市バスですね。兵庫区、長田区では2年ほど前に59便減らされましたし、今年度は灘区、東灘区でやはり大幅に減らされました。来年度も今また西区の地域で大きく減らそうとしていることを考えれば、やはりこここの部分を抜きにして、市民が安心して安全でいつまでも気持ちよく暮らせるとならないと思いますので、ぜひこれは検討していただきたいということを再度要望します。

そして住民参加の問題ですが、今回市民意見のパブコメ・公聴会の時に、オープンハウス形式もやっていくということですが、今後はもっともっと前の検討段階で地域の皆さんとどう考えていくかということが、本来のまちづくりというものにつながっていくと思うので、もっと早い段階で地域の皆さんとの具体的な方針を作っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○嘉名会長

事務局。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。今回のマスタープランの一方で、同じような動きとして、全市的に総合基本計画の見直しも実施しており、そこではかなり広い範囲で神戸のまちづくり全般に関する色々なご意見をお聞きしようというところです。我々の都市計画に関するまちづくりの部分についても、やはり並行してやると非常に分かりにくい部分もありますので、総合基本計画で議論されている内容も考慮しながら作っているところです。それも踏まえて、これから市民の皆さんのご意見を聞いていきたいと考えています。

○松本委員

もう終わりますが、これまで王子公園の再整備しかり、神戸空港の国際化しかり、大枠が決まった時点で市民に知らせても「そんなの知らなかった」、そういう声がいっぱい出てきます。だからそうではなくて、これからは高齢化に向かって、人口減少に向かって、この神戸でいつまでも住み続けたいと思う人たちを集め、住んでもらうためには、やはり自分たちの街であるということを市民も理解していかないといけないと思います。そうなれば、やはりもっともっと前の段階から、もっと村意識を持つというのか、一緒になって計画をつくって練っていく必要があるということを申し上げますので、ぜひご検討ください。以上です。

○嘉名会長

ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

○小池委員

神戸大学の小池です。マスター・プランを各自治体で作っていますが、この役割について、もう一度検討し直す必要がある時期に来ていると思います。私、国交省の社会資本審議会の委員なので、いつも言っているのですが、このマスター・プランが有ることと無いこと、それから役割について今一度、もう一度議論して、また次期に向けて検討して欲しいです。特に、今回「ビジョン編」と「アクション編」と分かれていますが、両方とも意外に具体例がない。本来「アクション編」であれば、より具体的な、先ほど出た意見を色々書いて、それで市民の意見を聴取して、政策的課題として議論する機会、こういう流れにしていく必要がある。現状ではそうはなっていないという感じだが、今後そういうふうに検討する必要があるだろうと思います。

もう一つは、「ビジョン編」ですが、神戸市としてモビリティの問題をどれぐらいの基準に考えているのかということを「ビジョン編」で触れないと、先ほどのような議論がやはり出てしまいます。これぐらいのレベルは維持しますよという約束をして、具体案は「アクション編」で議論する、すぐは出来ないけれども、ということで、そのフレームはちゃんと書いておくというのが重要です。特に「ビジョン編」で僕がちょっと気になるのは、今回直せというわけじゃないですが、今こういうことをしておかなければ、将来にこういう問題がありますよ、だからこういうふうな方針を立てていますという書き方ではないです。ここで色々な議論をするのがふさわしいかどうか分からぬですが、例えばマンション規制をやるようなことは、神戸市として雇用をもう一度神戸市に戻すという大規模な方針があります。そういう方針がちゃんと書かれていると、市民の人も「なるほど、そういうことを考えているのか」となる。先ほどの王子公園の問題とか、国際空港の問題も、多分もう少し丁寧にこの「ビジョン編」に書き込んであれば、住民の人は、「なるほど、その一環か。だから多少我慢しなきゃいけないんだ」という議論が誘発される。我々が知りたいのは、神戸市としてどういう方針を立てているのか、特に人口減少や高齢化、これはもう過去の経緯をたどれば、高齢者が坂道の上に住んでいるなんていうのは非常に多いですよね。こんなことを二度と繰り返さないためにはどういうふうな都市計画のビジョンを立てないといけないかが多分問われているんですよね。そういう視点でもう一度「ビジョン編」を見直してみると、神戸市にフィットした具体的なものがイメージできないです。我々は「こういうまちにしたい」という市長の方針等は聞いているんですが、それとの整合性、都市計画審議会として、ある意味第三者機関として、市の方針が読み解けるようなものがあったほうがいいと思います。ただし、そういう抜本的な改革というのは非常に難しいので、今回はこういうふうですが、そういう意識をやはり持って、次回に向けて検討してもらうと、非常に市民は分かりやすくなるんじやないかと思います。政策の議論は市議会でやってもらう、しかしこれは方針なので、そこは「我々はこういうことをやって考えて、市民のことを考えています」というのが読み解けるようなビジョンを作っ

ておいてもらうと非常に分かりやすいかと思いました。

以上です。

○嘉名会長

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。大きなビジョンやその考え方の部分をしっかりと書き込んでいく必要があるのではないかというご意見かと思います。今回計画のしつらえとして、出来るだけコンパクトに纏めていこうということもあり、今までの計画だと最初にこれまでのまちづくりがどうだったかとか、課題を書いたりとかして、すごいページ数を割きながら、それを踏まえて、だから今こんなことをしますという方針を書いていくというのが比較的多かったかと思っています。非常にボリュームが多いと、市民の皆さんにも読んでいただけないという部分もありますので、今回我々の思いとしましては、そのあたりをコンパクトにして、「これからの中の神戸の都市づくり」というパートで、中身をギュッと纏めたものを最初に持ってこようということで、人口が減少していく中では色々な方々にまちづくりに関わって欲しいということや、その空間はそこでの活動を意識しながら作っていくことを大事にしたいとか、そういった大きな考え方・ビジョンの部分を最初に持っていました。ただ、小池委員からも頂いたように、それだけではなくて、もっと具体的な、例えば交通の部分のボーダーをどうするのかとか、大きな議論みたいなことをビジョン編として書く込むべきではないかという点につきましては、そこまでの部分は今回の計画の中では書き込んでいないような状況ですので、少し今回いただいたご意見も含めて、今後の見直しをしていく中では、どのようにしていくのかというところを考えていきたいと思います。

○嘉名会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋智子委員

18ページの空き地・空き家の再生のところですけども、神戸市では「すまいるネット」で空き家の照会などもされていると思いますが、空き家を利用する人というのが、営利団体でない任意の団体・NPOのみとなっていて、サポートや補助金などがたくさんあるのはすごくいいのですが、一般的の神戸の空き家を活用して自分が住みたいという個人の人は利用できないようになっている。それをこれから一般の人が利用できるような形に変えていくという考えはあるのでしょうか。お願いします。

○嘉名会長

事務局、お願いします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。空き家活用相談窓口のお話かと思います。建築住宅局が中心になりますながら、このあたりの空き家の関係につきましては制度化なり、支援窓口を作っております。現時点では今ご指摘がありましたとおり、使いたい側というのは個人ではなくて、団体という形かと思います。今回のマスタープランもそうですが、今の社会経済情勢として、人口が減っていく中で、どんどん空き家・空き地が発生していくという問題意識は我々行政としても持っております。それを今回のマスタープランの中では大きな課題の一つとして捉えて、それをどうまちとして対応していくかというところの視点で纏めています。今いただいたようなご意見も含めて、今後の空き家対策というものは非常に重要な課題になるという認識がありますので、個別具体的な施策については、これから府内を含めてどのように変えていくかという議論があると思いますので、その中でいただいたご意見も踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○嘉名会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

ありがとうございました。たくさんの意見をいただきました。事務局でお答えをいたしておりますが、多く出された意見としては、やはり市民の皆さんとのこれからの対話とか周知というようなところはかなりたくさん意見が出たように思います。16ページにも少しビジョン編でこれから取り組みを進める主体が色々な方に関わっていただくというような趣旨があるので、多分恐らくそこは非常にキーポイントになってくるので、ぜひそのあたりは工夫をして、内容を知っていただくということをお願いできればと思います。

それから、あと小池委員からも出ましたが、少しこのマスタープランの分かりやすさみたいなことがあります。市民との対話ということとも関わるとは思いますが、今回コンパクトに纏めるということで、「ビジョン編」、「アクション編」、「資料編」ということで、それぞれ役割分担をしたということですね。一方で、これでコンパクトになった反面、例えば「ビジョン編」で書いてあることは、本来は例えば「資料編」の何ページを見るとよく分かるとか、そういう関係性があるはずです。その関係性が、逆にそれぞれ分冊にしたが故に分かりにくいというところは確かにあるかもしれません。ですから、そのあたりは少し構成上工夫をするとか、できるだけ読み手の方に伝わるような工夫をしていただけたらと思います。

あと、私からは、指針と方針というところの対応関係、ぜひしっかりと見ていただけたらということと、あと6ページ、7ページ、先ほどこれもご質問いただきましたが、審議会で各委員から出た意見がどれほど反映されているかということ、例えばDXとかAIとか、新技術みたいなことは結構ご意見が出ていますが、どこに書いているのか分からないので、そのあたりは今後、DX化は避けられないと思いますので、何か工夫をいただけるといいかなと思いました。

それからあと、これも34ページ、都市デザインの方針図がありますが、図を見ると、特に臨海部なんかは道路のネットワークが描かれている図面と、あと鉄道もありますが、書かれている図面と書かれていない図面があります。34ページは眺望とか景観のことなのでということかもしませんが、例えば大阪湾岸道路の西伸部は書かれていない。でも確か湾岸道路の西伸部は橋のデザインとかをすごく頑張って検討しているはずで、実は景観上非常に重要なデザインを考えている。だから橋が出てこないのも変かと思っていて、ベースマップとしてどの程度の情報を出すのかというのは、少しご検討いただいたほうがいいかもしれませんとと思いましたので、そこは吟味していただけたらと思います。ちょっと細かいことですけど。

ほか、いかがでしょうか。

○高橋智子委員

お願ひします。神戸市は坂が多くて、山にひっつくように家がたくさん建っています、がけ条例とか、市街地では道幅が狭くて再建築不可になっているところがたくさんあると思います。それで、私は兵庫区なので、兵庫区を隈なく歩いてみたのですが、荒田地区のエリアの奥のなんかでは、もう再建築が出来ないが故に、廃墟になっているような区画が結構あります、これってこのままで放っておかれるのか、それがすごく心配になりました。きれいな町並みにするというのには、そういった問題がものすごく引っかかってくると思います。どういう考え方をお持ちかお聞きしたいです。

○嘉名会長

事務局、お願ひします。

○飯塚都市計画課長

ありがとうございます。既成市街地の山麓部の課題という部分かと思います。今回、市街地・住環境整備のパートのところで、やはりこういった既成市街地の中でも山麓部とか、課題があることは認識しております、おっしゃられるように、やはり過去建ってきておるもののが、今の基準では再建築できないみたいなところが多々ございます。とはいえ、こういった非常に山麓部という部分は景観の面など、非常に優れている部分もありますので、今後この人口が減少する中で、こういった既存ストックとしての空き家・空き地というものをどのように活用するのかということは、非常に重要な視点の一つと思っています。そのあたりは考え方、既存ストックの有効活用ということも書き加えつつ、具体的な施策をどうするのかということについては、予算や施策・事業の中で議論・検討していきたいと考えています。

○嘉名会長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか、よろしいですかね。

日曜日に「Mr. サンデー」という番組を見ていたら、元町と三宮の綱引きのニュース

が出ていまして、今年は元町が勝って、京町筋までが元町になったという、すごくやはり神戸の人の神戸愛みたいなものを改めて感じて、やはり神戸のことが大好きな人の力がうまく生かせるようなマスタープランにしていただけだと非常にいいんじゃないかなと思います。今日皆さんがあつしやった意見も、もっと市民の皆さんに知っていただく、市民の方のパワーもぜひ使っていこうというご意見だと思いますので、ぜひそこをよろしくお願ひしたいと思います。

7. 閉会

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了とさせていただきます。本日は熱心なご議論ありがとうございました。

それでは、これをもちまして閉会いたします。